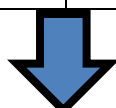


# 空家等の対応状況 —平成30年4月13日現在—

※( )内は平成30年2月7日現在

対応状況	受付件数 569棟(556棟)	
	対応済 428棟(353棟) <small>内訳: 居住者有98棟(88棟)、更地124棟(111棟)、区の指導内容等に対し、所有者等が履行したものの206棟(154棟)</small>	対応中 141棟(203棟)



空家対策内訳 (受付棟数569棟)	現場確認済	登記情報調査	固定資産税情報照会	法12条通知送付	法9条2項立入調査	法14条1項助言・指導
	566棟 (556棟)	513棟 (498棟)	524棟 (500棟)	321棟 (289棟)	64棟 (64棟)	34棟 (31棟)
	法14条2項勧告	法14条4項命令事前通知	法14条3項命令	法14条9項 <small>行政代執行法3条1項戒告</small>	法14条9項 <small>行政代執行法3条2項代執行令書</small>	法14条9項 <small>行政代執行法2条行政代執行</small>
	16棟 (16棟)	8棟 (8棟)	3棟 (3棟)	2棟 (2棟)	2棟 (2棟)	1棟 (1棟)

- 更地について  
所有者等が建物を解体して更地になった棟数
- 区の指導内容について  
樹木や植物の伐採、枝の剪定、建物の修繕、門扉等の施錠及び害虫の駆除等
- 対応中について
  - (1) 所有者等調査中である
  - (2) 所有者等に対し、法に基づく通知や指導等を行った結果、建物を適切に管理し始めたが、経過観察中である
  - (3) 所有者等に対し、法に基づく通知や指導等を行ったが、区の指導等に従わず、改善しない
- 登記情報調査数について  
所有者確認のため土地・建物の登記簿を取寄せた棟数
- 固定資産税情報照会数  
納税義務者等を都税事務所に照会した棟数
- お願い通知送付数について  
特定空家等の所有者に、文書で管理状況等を問い合わせた棟数
- 「法」とは空家等対策の推進に関する特別措置法